

運動期間中の重点目標

- ① こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- ② 歩行者優先意識の徹底とながら運転などの根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
- ④ 飲酒運転の撲滅

① こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

横断する時は、車が確実に停止するのを待って渡りましょう。

近くに横断歩道がある時は、必ず横断歩道を利用し、横断中も周囲の安全を確認しましょう。高齢者は加齢による身体機能の変化を理解し安全な交通行動を心掛けましょう。

また、夕暮れ時以降に外出するときは、反射材用品や明るい服装を着用しましょう。

② 歩行者優先意識の徹底とながら運転などの根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

運転者は、横断歩道に横断者がいるときは、一時停止して横断者を優先させましょう。高齢者は、身体機能の変化に応じた安全運転を心掛けましょう。

また、全ての座席でシートベルト着用は義務です。後部座席でも必ず着用しましょう。6歳以上の子どもであっても体格などの事情により、シートベルトを適切に着用できない場合は、チャイルドシートを使用しましょう。

③ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

自転車や特定小型原動機付自転車に乗る際は、ヘルメットを着用し、交通ルールを理解して安全に利用しましょう。自転車は車両であり、車道通行が原則、歩道は例外です。歩道では、必ず歩行者を優先させましょう。

また、「自転車安全利用五則」を守り、自転車保険に必ず加入しましょう。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

④ 飲酒運転の撲滅

令和6年中の飲酒運転の検挙件数は、県内で1828件(前年比+292件)と大幅に増加し、飲酒運転による交通事故は、96件(前年比+9件)と6年ぶりに増加しており、飲酒運転撲滅には程遠い状況となっております。

飲酒するときの体調と翌日の運転予定を考慮して、「適正飲酒」を心掛けましょう。二日酔い運動しないよう、運転前にアルコールが残っていないか確認しましょう。

「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして、見逃さない」ことを徹底しましょう。

飲酒運転を見かけたら、必ず110番通報しましょう。

事故にあったら

運転中または歩行中に交通事故にあつたら、落ち着いて行動しましょう。

① 安全の確認

◆ けが人がいる場合は、その救護が最優先です。すぐに119番通報して救急車を呼びましょう。

◆ 交通事故の直後は、精神的に動揺・興奮していて、痛みやしびれに気付かないことがあります。けがによっては、数日後に症状が表れ、死亡するケースもあるため、けがの有無に関わらず、必ず医療機関を受診しましょう。

② 道路上の危険防止

二次災害を防ぐため、自動車または自転車・特定小型原動機付自転車は歩道の端などの安全な場所に移動させましょう。

③ 警察へ通報

現状の状況を確認し、警察に通報しましょう。

④ 相手の確認

相手の名前、住所、連絡先を確認しておきましょう。

⑤ 保険会社への連絡

加入している保険会社にも連絡しましょう。

● 問い合わせ先

生活安全課生活安全担当

☎(580)1897